

【 岩泉町障害者活躍推進計画 】

1 概要

機関名	岩泉町
任命権者	岩泉町長
計画期間	令和7年4月1日から令和12年3月31日（5年間）
障害者雇用に関する課題	岩泉町において、令和6年6月1日時点の障害者雇用率は、3.53%となっており、法定雇用率 2.8%を達成している状況であるが、令和8年7月に法定雇用率が 3.0%に引き上げられる予定であるため、引き続き障がい者が働きやすい職務内容や勤務時間等を柔軟に対応しながら、法定雇用率の達成に向けて取り組む必要がある。

2 目標

採用に関する目標	当該年6月1日時点の法定雇用障害者数を達成するために採用しなければならい障害者の人数以上の雇用を目標とする。 ※評価方法 毎年の任免状況通報により把握・進捗管理。
定着に関する目標	採用1年後の定着率 100%を目標とする。

3 取組内容

1. 障害者の活躍を促進する体制整備	
(1)組織面	①障害者雇用推進者として総務課長を選任し、計画に基づく取組の実施状況の点検を毎年行う。 ②障害者である職員の相談窓口を設置する。 ③障害者職業生活相談員を選任する。
(2)人材面	障害者職業生活相談員が異動した際は、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	
	地域の就労支援機関等の助言に基づき、障害者が働きやすい職務内容や勤務時間等を柔軟に設定する。

3. 障害者の活躍を促進するための整備体制・人事管理	
(1) 職務環境	新規に採用した障害者については、定期的に面談を行い、必要な配慮等の有無を把握し、可能な範囲内において適切に措置を講じる。 現に勤務する障害者については、必要な配慮等の有無を把握し、可能な範囲内において適切に措置を講じる。
(2) 募集・採用	募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 ・ 特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・ 自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・ 介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・ 「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・ 特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
4. その他	
	国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。